

【OIE 情報】台湾における狂犬病の発生について

平成 25 年 7 月 19 日
動物衛生課

台湾における狂犬病の発生について、OIEへ緊急報告がありましたのでお知らせいたします。
なお、台湾はこれまで狂犬病の清浄地域でしたが、本年7月16日付けの台湾政府による狂犬病確定診断の公表を受け、農林水産省は7月17日より台湾を非清浄地域として取り扱うこととしました(別添プレスリリース参照)。

出典:OIEウェブサイト(2013年7月17日付け)

http://www.oie.int/wahis_2/public/wahid.php/Reviewreport/Review?reportid=13775

(OIE情報は更新・差替えが行われる場合がありますので、出典元も併せて御確認下さい。)

【概要】

- ・発生数:3 件 (緊急報告)
- ・発生日:2012 年 5 月 23 日、11 月 25 日、12 月 29 日
- ・OIE への報告日:2013 年 7 月 17 日
- ・前回の発生日:1959 年 3 月 8 日
- ・臨床徵候なし(訳注:「Sub-clinical infection」と記載)

【発生状況】

- ・2012 年 5 月 23 日:台湾 南投県(なんとうけん)鹿谷郷(しかたにきょう)

【動物種】	【飼育頭数】	【症例数】	【死亡数】	【淘汰数】	【と畜数】
イタチアナグマ*		1	1	0	0

- ・2012 年 11 月 25 日:台湾 雲林県(うんりんけん)古坑郷(ここうきょう)

【動物種】	【飼育頭数】	【症例数】	【死亡数】	【淘汰数】	【と畜数】
イタチアナグマ*		1	1	0	0

- ・2012 年 12 月 29 日:台湾 南投県(なんとうけん)魚池郷(ぎょちきょう)

【動物種】	【飼育頭数】	【症例数】	【死亡数】	【淘汰数】	【と畜数】
イタチアナグマ*		1	1	0	0

* : 中国イタチアナグマ(原文: Chinese Ferret-badger: *Melogale moschata*(Mustelidae))

【疫学情報】

- ・感染源:不明又は調査中
- ・2013年6月17日、国立台湾大学は、南投県(2012年5月及び2012年12月)及び雲林県(2012年11月)で発見された3頭の野生のイタチアナグマの死体を、RT-PCR検査の実施により狂犬病疑い事例として確認した。検査に先立ち、6か月の間、国立台湾大学は剖検、免疫組織化学(IHC)及びRT-PCRを

含む一連の検査を実施し、犬ジステンパー及びオーエスキー病の可能性を排除した。その後、国立台湾大学は、2013年6月に狂犬病に対するRT-PCR検査を実施し、2013年6月24日に最初の陽性結果を報告した。検体は2013年6月26日に確定診断のために国立研究所に送付された。その後、国立研究所はRT-PCR検査、直接蛍光抗体検査（検査には新鮮な脳組織を用いていない）及びIHC検査を実施し、これらの検査で陽性結果が確認された。蛍光抗体検査（OIEのゴールドスタンダード検査）実施に適した新鮮な脳組織でなかつたため、国立研究所は、議論のため2013年6月16日に専門調査会会議を開催し、本件は狂犬病事例であると確認とされた。死亡野生動物が回収された地域において、強化ワクチン接種対応が実施され、モニタリングが実施されているところ。

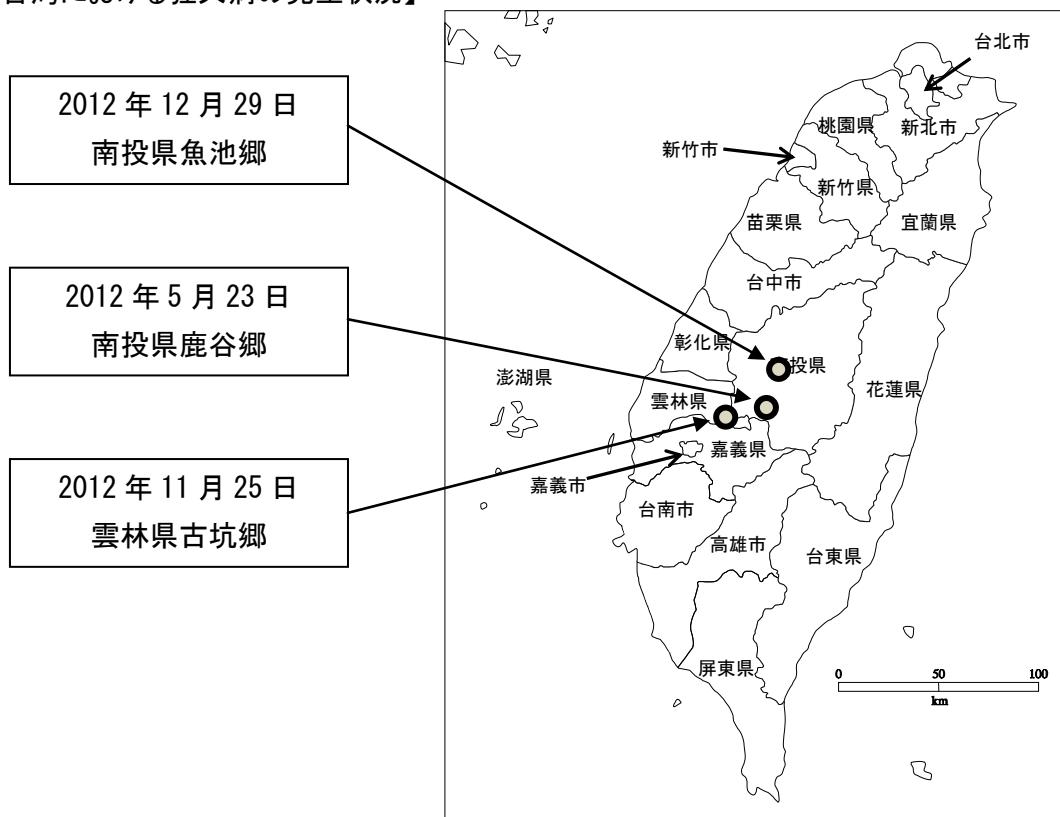
【対応】

- ・隔離
- ・スクリーニング
- ・発生に応じたワクチン接種実施
- ・患畜を治療対象としない

【診断】

- ・RT-PCR 検査 : 2013 年 6 月 24 日(国立台湾大学)
 - : 2013 年 7 月 9 日(国立研究所)
 - ・抗原検出 ELISA : 2013 年 7 月 9 日(国立研究所)
 - ・免疫組織化学検査 : 2013 年 7 月 9 日(国立研究所)
 - ・直接蛍光抗体検査 : 2013 年 7 月 17 日(国立研究所)
- } 全て陽性

【参考: 台湾における狂犬病の発生状況】



プレスリリース

平成 25 年 7 月 17 日
農林水産省

台湾における狂犬病の発生に伴う犬等の輸入検疫の取扱いについて

農林水産省は、本日（平成 25 年 7 月 17 日（水曜日））より、台湾を狂犬病の非清浄地域として取り扱います。

今後、台湾から犬等を輸入する場合は、非清浄地域からの輸入条件を参照し、狂犬病の予防接種や血液検査等を行う必要がありますので御承知おきください。

経緯

昨日（7 月 16 日（火曜日））深夜、台湾行政院農業委員会は、野生のイタチアナグマに由来する検体（脳組織）を検査した結果、狂犬病であることを確定診断した旨を公表しました。

対応

農林水産省は、本日（平成 25 年 7 月 17 日（水曜日））より、台湾を狂犬病の非清浄地域として取り扱います。

今後、台湾から犬等を輸入する場合は、非清浄地域からの輸入条件を参照し、狂犬病の予防接種や血液検査等を行う必要がありますので御承知おきください。

（参考）動物検疫所ホームページ 非清浄地域（指定地域以外）からの輸入条件

- ・ 犬、猫の日本への輸入（指定地域以外）

<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/import-other.html>

- ・ きつね、あらいぐま、スカンクの輸入

<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/fox.html>

過去 6 ヶ月以内に台湾から輸入された犬等を飼養されている方は、念のため、入国時から半年間は毎日の健康観察を行うよう御留意願います。

（参考）厚生労働省ホームページ 狂犬病

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou10/> （外部リンク）

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室
担当者：珠玖（しく）、眞子（まご）
代表：03-3502-8111（内線 4584）
ダイヤルイン：03-3502-8295
FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL
<http://www.maff.go.jp/j/press/>

(2 / 2)